明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令（**厚生労働**一三五）　一
○厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（**同**一三六）　二
○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令の一部を改正する省令（**経済産業**六四）　二
○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業・環境**六）　三
○国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**六六）　四
○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**環境**三〇）　六
○輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項の廃棄物に該当する場合における輸入移動書類に係る届出に関する省令の一部を改正する省令（**同**三一）　三
〔告　示〕
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**文部科学**一三三）　三
〔官庁報告〕
国家試験
診療放射線技師国家試験の施行（厚生労働省）　三三
臨床検査技師国家試験の施行（同）　三五
理学療法士国家試験の施行（同）　三六
作業療法士国家試験の施行（同）　三六
視能訓練士国家試験の施行（同）　三八
あん摩マッサージ指圧師国家試験の施行（同）　三九
はり師国家試験の施行（同）　三〇
きゅう師国家試験の施行（同）　三二
柔道整復師国家試験の施行（同）　三三
言語聴覚士国家試験の施行（同）　三三
臨床工学技士国家試験の施行（同）　三四
義肢装具士国家試験の施行（同）　三六
歯科衛生士国家試験の施行（同）　三七
第三十九回救急救命士国家試験の施行（同）　三六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
公示催告、除権決定、破産、免責関係　四〇
特殊法人等
平成二十六年度日本郵政共済組合の決算、プログラムの著作物に係る登録、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　五一
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表、押収物還付関係　五二
会社その他
会社決算公告　五五

省　令

○厚生労働省令第百三十五号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行に伴い、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十八条第三項の規定に基づき、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令を次のように定める。

平成二十七年九月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令

（一元化法施行日において国会議員等である老齢厚生年金の受給権者に関する経過措置）

第一条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）の施行の日（以下「一元化法施行日」という。）において平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「改正後厚生年金保険法」という。）第四十六条第一項に規定する国会議員又は地方公共団体の議会の議員（以下この項及び次条第一項において「国会議員等」という。）である厚生年金保険法による老齢厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下この項及び次条第一項において「老齢厚生年金」という。）の受給権者（一元化法施行日以後に当該受給権者となった者を除く。）は、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を日本年金機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下「基礎年金番号」という。）

三　老齢厚生年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。）

四　国会議員等となった年月日

五　国会議員等である日の属する月における国会議員の歳費月額（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第一条の規定により受ける歳費月額をいう。）又は地方公共団体の議会の議員の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条第一項に規定する議員報酬の月額

六　所属する議会の名称

2　前項の届書には、同項第四号及び第五号に掲げる事項を明らかにすることができる書類を添えなければならない。ただし、同項の届書に相当の記載を受けたときは、この限りでない。

3　老齢厚生年金の受給権者は、厚生労働大臣から第一項の届書及びこれに添えるべき書類の提出を求められたときは、厚生労働大臣が指定する期限までにこれに応じなければならない。

4　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第三十六条及び第百十一条（同条第二号から第九号までを除く。）の規定は、前項の規定による届書及びこれに添えるべき書類の提出について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十六条	第三十五条第三項に規定する書類、第三十五条の二の書類等、第三十五条の三第一項に規定する届書若しくはこれに添えるべき書類等、前条の書類等又は第四十条の二第三項に規定する書類
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第一条第一項の届書又はこれに添えるべき書類（同条第三項の規定の適用を受けるものに限る。）	